

吉田事務は突然の罷業に驚ろき就業の傍折衝すべしと説得に努めたる結果午後一時三十分争議團も同事務の誠意を信賴して白紙一任することとし秋葉一紙一任を受けたる吉田事務は本争議の根本原因が赤坂常務に對する不借認にあるを以て處理に困りたる爲待遇改善を條件として早急の解決を圖るべく重役會を開きたる結果社長並事務に解決方を一任されたるに因り事務は七日午後十時從業代表を自宅に招置し赤坂常務の排斥は會社の都合上出来ず、待遇上の不満、改革意見あらば歎願書として提出されたと述べたる爲從業員代表は直ちに一回と協議し前記歎願書を作成し折衝方を茶話會幹部（バス從業員にて組織せる連絡統一機關）に依頼したり。

八日午後一時茶話會幹部は非公式に吉田事務と面會し歎願書を

提出したる處事務は其の内容に就いて社長と協議をなし同日午後十一時自宅にて再談茶話會幹並從業員代表と會見し折衝したるも意見一致せず午前二時一應會見を打切り散會した。かくて容易に妥協成らず争議團は不参加選轉手の自發的退職を促す一方更に要求項目追加を歎願する等漸次悪化の傾向にあるを以て十一日吉田事務は争議團に對し解決方一任を懇請したる處争議團も之を承認し改めて歎願書提出したのである。同事務は十二日午後重役會を開き自己の解決案を説明し重役一回の賛成を得同日午後十時從業員側三十五名と會社側社長外八名が會見し種々折衝の結果會社側の大譲歩により左記條件を以て解決するに至り同十一時半散會したのである。

十一 解決條件

1、今後は大いに考慮し待遇する